

## 委員 長 報 告 書

さる 3 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 28 号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について

議案第 29 号 橋本市犯罪被害者等支援条例について

を審査するため、3 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 28 号は、行政手続きのオンライン化を推進するために必要な事項を定めるものである。

委員から、第三者が不正に申請するおそれについて ただしがあり、個人認証が必要なオンライン申請はマイナンバーカードと暗証番号の入力により本人であることが確認できる との答弁がありました。

どのような申請手続きがオンライン化できるか とのただしがあり、子育てや介護に関する手続き等が考えられる との答弁がありました。

手続きした内容について、市役所内の他部署や国、県など他の団体で情報共有する場合があるか とのただしがあり、マイナンバーによる情報の連携は行われるが、情報共有できる団体・内容については各制度上の規定がある との答弁がありました。

議案第 29 号は、犯罪被害者等に対する支援について必要な事項を定めるものである。

委員から、見舞金の申請書は押印不要となっているが、請求書は押印が必要となっていることについて ただしがあり、当市の押印見直し方針において、請求書は記名押印を要するものとしている との答弁がありました。